

京極町省エネ家電買換え促進支援券給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京極町ゼロカーボンシティの実現のため、古い家電製品から省エネ性能の高い家電製品へ買換えをする町民に対し、京極町省エネ家電買換え促進支援券（以下、「支援券」という）を給付することにより、省エネ家電製品への買換への促進を図り、家庭部門からの二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

(定義及び給付対象とする機器)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、本体価格の合計額が税抜価格で4万円以上であり、且つ経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークが緑色）の新品（未使用品）の家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の対象となる一般家庭用電気冷蔵庫または冷凍冷蔵庫をいう。

2 次に掲げる製品は対象外とする。

- 一 業務のように供するために製造されたもの
- 二 熱電素子を使用するもの
- 三 吸引式のもの
- 四 ワイン貯蔵が主な用途であるもの
- 五 冷凍機能のみのもの

(給付対象者)

第3条 支援券の給付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 京極町の住民票に記載されている者であること。
- 二 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日の間に、既存の電気冷蔵庫（平成26年（2014年）以前に製造されたものに限る）を買換えるために省エネ家電製品を購入し、自らが居住する京極町内の住宅に設置していること。
- 三 同一年度及び過年度において、本人又は本人と同一世帯で生活する者が支援券の給付決定を受けていないこと。ただし同一住居内に2つ以上電気冷蔵庫があり、当給付を受けていない機器を対象としている場合についてはこの限りではない。

(給付額)

第4条 給付額は次の区分のとおりとする。なお京極町お買い物券発行委員会が発行する共通お買い物券（500円綴り）により給付する。

全定格内容積	給付額
250L 以下	20,000 円
251L 以上 500L 以下	30,000 円
501L 以上	40,000 円

(申請受付期間等)

第5条 給付申請の受付期間（以下、「申請受付期間」という。）は、令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、申請受付期間であっても、支援券給付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。

(支援券の給付申請)

第6条 支援券の給付を受けようとする者は、支援券給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- 一 省エネ家電製品を購入した際の領収書、納品書等の写し（購入者、購入代金、購入日または納品日、購入した省エネ家電のメーカー・型式、購入店舗が確認できる書類（インターネットオークション、フリマアプリ、個人売買は除く。））
- 二 買換え前の省エネ家電製品をリサイクルしたことを証明する書類（家電リサイクル券控えの写し）
- 三 申請者の住所が確認できる書類（個人番号カード（マイナンバーカード）の写し、住民票の写し、運転免許証の写し等）
- 四 買換え前の冷蔵庫が2014年以前に製造されたものとわかる書類（保証書または冷蔵庫に貼付されているステッカーの写真等）
- 五 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 省エネ家電製品の支援券申請可能台数は、同一年度内において1台までとする。ただし、同一住居内に2つ以上電気冷蔵庫がある場合についてはこの限りではない。

(支援券の給付決定)

第7条 町長は前条の規定による支援券の給付申請があったときは、その内容を審査し給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援券の給付を決定したときは、支援券給付決定通知書（第2号様式）により、支援券の不給付を決定したときは、支援券不給付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(支援券の交付)

第8条 町長は、前条の規定により支援券の給付を決定したときは、速やかに支援券を給付するものとする。

(支援券の給付決定の取り消し)

第9条 町長は、第6条の規定により支援券の給付決定を受けた者（以下、「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援券の給付決定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により支援券の給付を受けたとき。
- 二 この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、支援券給付決定取り消し通知書（第4号様式）により給付決定者に通知する。

(支援券の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により支援券の給付決定を取り消した場合において、既に支援券を交付しているときは、期限を定めて支援券返還請求書（第5号様式）により当該支援券の返還を命ずることができる。

2 給付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該支援券を町長に返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 町長は、必要に応じて支援券の給付対象となった省エネ家電製品の設置状況の調査を行うことができる。

(支援券の給付を受けた者の責務)

第 12 条 支援券の給付を受けた者は、京極町ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動に努め、二酸化炭素排出削減に寄与する生活を実践しなければならない。

2 支援券の給付を受けた者は、町長の承認を受けた場合を除き、新たに設置した省エネ家電製品を法定耐用年数が経過するまで、売却、譲渡等の行為をしてはならない。

(協力の要請)

第 13 条 町長は、支援券の給付を受けた者に対し、京極町ゼロカーボンシティ実現に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から施行する。